

## 野洲市広告事業提案募集要領

野洲市広告事業実施要綱（以下「要綱」という。）第16条第1項に規定する提案により実施する広告事業について、次のとおり募集します。

### 1. 目的

野洲市（以下「市」という。）が広告事業を実施するに当たり、民間事業者等の自由で創意工夫に富んだ発想を取り入れることを目的とします。

### 2. 提案の対象

#### (1) 市が保有又は作成する媒体への広告掲載

市が保有する施設又は市が発行する印刷物等の資産の中から、提案者が任意に選択できます。ただし、法令により広告物の表示が禁止されるものは除きます。

#### (2) 市が使用する物品の無償提供

市が使用する物品について、提案者が任意に選択できます。ただし、法令により広告物の表示が禁止されるものは除きます。

### 3. 募集する提案

提案者自らが実施主体となって広告を掲載し、又は物品を提供しようとする提案を募集します。ただし、要綱、野洲市広告掲載基準及び野洲市屋外広告物条例等の関係法令に抵触するものは提案できません。

### 4. 広告掲載提案額

広告掲載の対価として市に支払う金額について、消費税および地方消費税を含んだ月額単位で提案してください。なお、物品の提供については、提案額の記載は任意とします。

### 5. 事業実施期間

提案の内容及び広告媒体の性質を踏まえて最長で5年までの期間で提案できることとします。

### 6. 提案者の資格

(1) 提案者は、提案内容を自ら主体となり実施する法人その他の団体（以下「法人等」という。）とし、広告代理店等による提案も可能です。ただし、次の各号のいずれかに該当する法人等は提案者となることができません。

① 野洲市広告事業実施要綱第4条第2項各号のいずれかに該当する法人等

② 直近の1年間に市町村民税を滞納している法人等

③ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく更生又は再生手続を行っている法人等

④ 野洲市暴力団排除条例第6条の規定により、次の(ア)から(カ)までの要件に該当する法人等

- (ア) 役員等（当該事業に参加しようとする者から市との取引上の一切の権限を委任された代理人を含む。以下「役員等」という。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められる者
- (イ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下「暴力団」という。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
- (ウ) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者
- (エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる者
- (オ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- (カ) 上記(ア)から(オ)までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

## 7. 提案手続

### (1) 受付期間

随時受け付けます。ただし、広告事業提案書（様式1）の提出があった日（郵送の場合は消印日）をもって当該広告媒体に関する提案書の受付を一旦停止し、当該提案の内容について審査します。なお、当該提案が不採用となった場合は、提案受付を再開します。

### (2) 事前相談

本提案制度を効率的かつ効果的に運用するため、適宜、提案前に事前相談を受け付けます。提案内容が分かる任意の資料により、10の問合せ先へご相談ください。なお、この段階で関係法令に抵触する等、明らかに実現性が低いと判断できる提案については、その理由等をお伝えした上で、再検討をお願いする場合があります。

### (3) 提案の受付

10の提出先へ、以下の書類を2部提出してください。

- ① 広告事業提案書（様式1）
- ② 誓約書（様式2）
- ③ 法人役員名簿
- ④ 法人登記記載事項全部証明書（コピー可）
- ⑤ 定款、会則又は会社概要（パンフレット）等（コピー可）
- ⑥ 提案の内容が分かる資料

※④については、提出期限日の3ヶ月以内のもの

## 8. 提案内容の審査

- (1) 要綱第17条で規定する野洲市広告事業審査会において、提案内容を審査基準に合致するか総合的に審査し、提案の採否を判断します。なお、市の負担が発生する提案又は市が広告事業を実施予定の媒体等に係る提案は、原則として採用しません。

<審査基準>

- ① 事業が早期に実現可能か。
- ② 事業が将来にわたり継続できるものか。
- ③ 本市及び市民にとって有益なものであるか。
- ④ 公共機関としての公平性が確保されているか。
- ⑤ 本市の施策との整合性がとれているか。
- ⑥ 本市の財政負担が増加するものではないか。
- ⑦ 本市の事業に支障をきたすものではないか。
- ⑧ 関係法令に抵触しないか。

- (2) 提案の採否については、提案者に広告事業提案採用可否通知書（様式3）で通知します。
- (3) 審査により採用することとした提案内容については、公平性・公正性を期すため、公募手続により広告主又は提供者を決定します。ただし、広告主又は提供者の選定に係る審査においては、発見貢献の観点から提案者に一定の配慮を行うものとします。

## 9. その他留意事項

- (1) 提案に係る費用は、すべて提案者の負担とします。
- (2) 提出書類は、関係機関等から意見を聴取する目的でも使用することがあります。また、提出書類は返却しません。
- (3) 情報公開請求があった場合には、野洲市情報公開条例に基づき対応します。

## 10. 問合せ先・申込書提出先

〒520-2395 滋賀県野洲市小篠原2100番地1

野洲市 政策調整部 行財政改革推進室（本館2階）

電話：077-587-6039（直通） F A X：077-586-2200

E-mail：gyoukaku@city.yasu.lg.jp

※問い合わせ時間及び持参の場合の受付時間は、土曜日、日曜日と祝日および12月29日から翌年1月3日までを除く日の午前8時30分から午後5時15分までとします。